

学校法人 創価大学 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

本学構成員の皆さんの健康を守り、「教育・研究活動およびその他の諸活動」と「感染拡大防止」を両立するため、ガイドラインを定めました。学生・教職員の皆さんは、本ガイドラインを理解し、適切な行動をお願いします。

厚生省「COCOA」と本学「検温記録システム」の活用

★★厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）★★

COCOAは、利用者が新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォンのアプリです。利用者が増えることで、感染拡大防止につながることが期待されます。インストールしてご活用をお願いします。



Google Play



App Store

★★本学ポータルサイト「検温記録システム」★★

日常的な健康管理に一層留意するため、「検温記録システム」を開発しました。

本学ポータルサイト(スマートフォン版)からログインして、入構前には必ず検温し、

自身の健康状態を入力してください。 <https://plas.soka.ac.jp/csp/plassm/login.csp>



<日常生活の注意事項>

- ・3密の回避
- ・身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い(手指消毒)
- ・学内で体調不良となった場合は、速やかに本学の状況確認窓口へ連絡し、自宅で療養
- ・学内では必ずマスクを着用(授業中も着用。屋外で身体距離が確保されている場合はマスクを外すことも可)
- ・学内各棟の入口で必ず検温・消毒
- ・学内では大声での会話を控える(特に食事での会話は控える)
- ・オンライン授業等のために学内教室を使用する際は、各教室に設置されているQRコードから、入退室を必ず記録
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」に気をつける
- ・体調不良の場合は無理せず自宅で療養
- ・学内で使用している場所は十分に換気

体調不良の場合

学生・教職員およびその同居者に、以下のいずれかの症状が出た場合は、**必ず大学・短大の状況確認窓口へ報告し、速やかに自宅待機してください。**その後、体調不良者は速やかに医療機関を受診してください。

- ・37.3℃以上の発熱がある
- ・頭痛、強いだるさや息苦しさがある
- ・風邪のような症状がある(喉の痛み、咳、痰)
- ・下痢・嘔吐がある
- ・味覚・嗅覚に異常を感じる

<大学・短大の状況確認窓口>

・学生窓口

所属	状況確認窓口	電話番号	メールアドレス
学部生	学生課	042-691-2205	gakuseika@soka.ac.jp
別科生、学部留学生	国際課	042-691-8230	intloff@soka.ac.jp
文系大学院生	学事第2課大学院係	042-691-9423	gsoffice@soka.ac.jp
理工学研究科大学院生	理工学部事務室	042-691-9400	eng-acad@soka.ac.jp
法科大学院生	法科大学院事務室	042-691-9476	hoka@soka.ac.jp
教職大学院生	教職大学院事務室	042-691-9494	kyoshoku-d@soka.ac.jp
短大生	短大学生課	042-691-2201	swc@soka.ac.jp

・専任教員

⇒所属事務室

・非常勤講師

⇒教務課・短大教務課・所属事務室

・職員

⇒所属部署

※学部生は各学部事務室でも連絡を受け付けます。

※夜間、休日の場合は医療機関や保健所に連絡し、次営業日に本学の状況確認窓口へ連絡してください。

<東京都の相談窓口>

・平日(日中)は各地域保健所

・土日祝・夜間は03-5320-4592

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

学生・教職員および同居者が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、**必ず速やかに大学・短大の状況確認窓口**に報告してください。罹患者は医療機関や保健所の指示に従い治療に専念し、「**新型コロナウイルス感染症の発症日から11日目以降**」「**服薬せずに症状が消失した日から4日目以降**」の両方の条件を満たしてから、通常の生活となります。同居者が罹患した場合は、基本的に学生・教職員本人は濃厚接触者と判定されます。

<学生・教職員が罹患した場合の主な報告内容>

- ・発症の時期と症状 ・感染の原因および出来事等 ・保健所や医療機関からの指示(本人や周囲の人に対する)
- ・検査日から過去2週間のキャンパス内での行動履歴(接触者、立ち寄り地など)
- ・保健所や医療機関の名称、連絡先

自分や同居者が濃厚接触者となった場合

学生・教職員およびその同居者が、濃厚接触者となった場合は、**必ず大学・短大の状況確認窓口**に報告し、**自宅待機**してください。

(1) 自分が濃厚接触者となった場合

- ・速やかに自宅待機し、保健所等の指示に従ってください。
- ・**感染者と接触した日から14日間は自宅待機となります**。その間に体調不良となった場合は、医療機関等に相談してください。

(2) 同居者が濃厚接触者となった場合

- ・学生・教職員本人は、原則、自宅待機し、自身の健康状態を確認してください。
- ・濃厚接触者(同居者)が新型コロナウイルス感染症に罹患していた場合、基本的に学生・教職員本人が濃厚接触者と判定されます。(1)に従って対応してください。
- ・濃厚接触者(同居者)が新型コロナウイルス感染症に罹患していなかった場合は、判定の翌日から通常の生活を送ってください。(※後述の「クラスター発生や感染拡大の防止について」に該当する場合は除く)

(3) 厚労省「COCOA」で通知があった場合

- ・大学・短大の状況確認窓口
- ・アプリ画面の指示に従い、対応して下さい。
- ・本人が「症状あり」の場合は、帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診が案内されます。
- ・本人が「症状なし」の場合で、身近な者に感染者等がいる場合は、帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診が案内されます。
- ・本人が「症状なし」の場合で、身近な者に感染者等がいない場合は、濃厚接触者の可能性は高くありませんが、14日間は体調の変化に気を付けるように案内されます。
- ・自宅待機期間および通常の生活に戻る時期については、原則、保健所の指示に従ってください。

クラスター発生や感染急拡大の防止について

本学におけるクラスター発生や感染急拡大を防止するため、本ガイドラインの「体調不良者」「感染者」「濃厚接触者」に関する記載事項以外でも、関係する学生・教職員本人に自宅待機等を要請する場合があります。

※自宅待機等を要請する対象者や期間は、医師等の診断や意見を参考に、本学で検討し決定します。

保健センターへの相談

本ガイドライン記載の状況に該当しない場合や、新型コロナウイルスの感染に不安がある場合は、本学保健センターに相談してください。

・電話(平日の日中):042-691-9373

・利用時間:<https://www.soka.ac.jp/campuslife/healthcenter/guide/time/>